

平成24年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成24年 6月29日（金）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	6番	小野昌士	11番	遠藤義光
2番	前田芳樹	7番	齋藤昭一	12番	池田信博
3番	平田文夫	8番	石田茂春	14番	福田晃
4番	齋藤幸廣	9番	高宮陽一	15番	安部和子
5番	是津輝和	10番	米澤壽重	16番	松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	八幡哲
副町長	門脇裕	農林水産課長	池田高世偉
教育長	山本和博	下水道課長	村上孝三
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	村上静夫	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	池田茂良	五箇支所長	長田栄
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長	浅生久	総務課長補佐	野津浩一
観光課長	吉田誠	企画財政課長補佐	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 2名

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時35分）

日 程 第 1、委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案、議第55号から議第69号までの補正予算並びに条例関係、工事請負契約等15件と、陳情案件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長：11番 遠藤義光 議員

11番（遠藤義光）

総務産業建設常任委員会の報告を行います。

当委員会は議会閉会中の6月8、11、12日及び会期中の6月27、28日の5日間開催し、所管の調査事項の審査、研究及び今定例会に付託になりました案件につき、所管の課長、関係職員の出席を求め、慎重審議いたしました。

審査の結果、議第55号「平成24年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」は全会一致で「可決すべし」、議第57号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」、議第59号「隠

岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」、議第 60 号「五箇村オフトーク通信施設設置及び管理に関する条例等を廃止する条例」は全会一致で「可決すべし」といたしました。

議第 61 号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」は全会一致で「可決すべし」、議第 62 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島ものづくり学校〕」は全会一致で「可決すべし」、議第 63 号「町道路線の認定及び変更について」は全会一致で「可決すべし」、議第 64 号「工事請負契約の締結について〔西田箕浦線災害防除工事〕」から議第 69 号「工事請負契約の締結について〔卯敷浄水場紫外線照射設備工事〕」については、全て全会一致で「可決すべし」、要望第 2 号「栄町 1 区（唐井地区）内における土砂災害の危険性の高い法面の整備と、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定について」は、急勾配の法面の崩落危険性が確認されたため、住民の安全を確保するために早急な防災措置の必要があると判断し、全会一致で「採択」といたしました。

陳情第 4 号「地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の採択について」は、近年国土交通省管轄事業が大幅減額され、災害時の安全を守る体制に支障が出ると判断され、河川・道路・港湾施設の維持管理の重点配分をすること、国の出先機関廃止を阻止することに賛同し、全会一致で「採択」といたしました。

審査の状況及び結果は、付託された議案の審査過程における質疑、意見などについて経過を報告いたします。

集会所改修支援事業では、各地の集会所は地域のコミュニティの拠点として活用しています。その中には古い施設もあり、トイレの水洗化や玄関、廊下など段差のバリアフリー化工事が必要となっている。防災のことも考慮して、本来ならば町の負担率は、3分の1であるが2分の1負担にして早急な取り組みを認めた。

航空機利用促進対策事業では、出雲便・大阪便の生活、観光路線として定着し、継続する必要がある。ジェット便は将来の東京便を想定している。中部圏域からチャーター便就航、隠岐古典相撲開催には臨時便の就航と利用促進を図っている。冬季の大阪路線 74 人乗りの就航により、冬期の団体客誘致、具体的にはツアー商品で他地域との価格競争に対応するため、郷土料理を PR し、食事クーポンで支援、空港周辺にぎわい対策、イベントを設定する企画を立てており、確実に実行するよう指摘した。

漂着ごみ対策事業では、23 年度で終了した制度であったが、ジオパーク登録準備を兼ねて、ジオサイトのある地区を中心に景観保全事業を後押しするため、県は補助金を付けた。ジオ

パーク世界認定に間に合うよう早急に事業を起こすよう促した。また、7月の海の日には海岸清掃を行い美化に努めております。

農業公社支援事業では、当初予算に計上すべきであったが、公社理事会と話し合いを続けていたため、時間が過ぎてしまった。再編と運営費は連動できないため今回補正であげた。

今後公社のあり方については、8月末を目途に協議を行い最終方針を決定する。協議も行き来が激しく先行きしないが、町は毅然とした態度で結果を出すよう指摘した。

岬公共牧野整備業務委託では、県の畜産振興の一環として、岬牧野の整備を行う。内容は放牧用林地整備、道路等整備、用排水施設整備など牧野機能全般に係る整備事業として内容は多岐にわたる。県支出金を一旦町が受け取り「公益財団法人しまね農業振興公社」に支払う。公共事業が少ない中、必ず整備工事は地元隠岐の業者を指名するよう指摘した。

高性能林業機械導入事業については、町は間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生及び進行を図ることを目的として、高性能林業機械導入の補助をする。隠岐島後森林組合、ふせの里、隠岐島木材業製材業協同組合に4分の1の補助率で交付する。雇用も生まれることから、十分に活用するよう指摘した。

海拔表示看板設置事業では、災害時対応策の一環として、海拔を計測し、海拔の表示を電柱に取りつける計測は隠岐測量士会が無償作業、電柱利用も無償で中国電力から提供される。また、電柱のないところでは立て看板などを建てて表示すべきと指摘した。

CTU問題については、21年の立地計画では創業後3年間で60名の雇用を予定していたが、コールセンターの商品開発も進展せず、現在10名の社員を雇用している。営業の拠点は東京に置き活動を行っている。県の担当者は責任者との連絡も取れ、仕事も何とかこなしているとのこと。県や町からの資金投入もなされていることから、ゼロにならず事業を継続するよう指導している。町の担当者は、連絡が取れる体制でしっかりと見守るよう指摘いたしました。

「にぎわい商品券」については、経済活性化の施策として総額2億円の「にぎわい商品券」を第4回目の6月11日に発行いたしました。しかし、わずか2日間で完売したため、買いそびれた人から諸々の苦情が出ております。

担当者は前々回が20日、前回は9日で完売した。前例にのっとなって発行したが、予想をはるかに超える速さであった。町民には不満と不信感が起こった。次回の計画がある際には、町民から不平が出ないような発売方法を検討し、より多くの希望者が満足できるように見直しすることを指摘いたしました。

農業環境改善センターについては、24年度指定管理者を募集しましたが応募がなく、直営で管理を行っておりますが、地区が衰退してしまうので再開を希望する機運が起こり、6月より「幸の島協議会」として五箇地区区長会、物産販売者により新たな構成員で再開した。このような、やる気のある活動には大いに理解を示すことが肝要で、担当者にはエールを送り、協力を惜しまないところであります。

なお、まちづくり対策事業に関する調査・地域産業の振興に関する調査については、議会閉会中も継続して調査・研究を行います。

以上総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（池田信博）

次に、教育民生常任委員長：9番 高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

教育民生常任委員会の報告を行います。

当委員会は、今定例会で付託されました平成24年度一般会計及び布施へき地診療施設事業特別会計補正予算、福祉医療費助成条例の一部改正、継続審査としていた陳情第3号など4件と、所管の調査事項について審査を行いましたので、審査の経過並びに結果について報告をいたします。

委員会は、議会閉会中の6月7日、8日、会期中の6月27日、28日の4日間開催し、必要に応じて関係課長・担当者から資料の提出や説明を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、一般会計及び特別会計補正予算、条例改正につきましては、特に報告をするような意見・指摘事項もなく全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、継続審査としていた陳情第3号「『こころの健康を守り推進する基本法』（仮称）の制定を求める意見書採択に関する陳情」であります。提出者は、隠岐の島町島後地区家族会会長 齋藤捷文氏外、西ノ島町・知夫村・海士町の各家族会からであります。

陳情の趣旨は、国民が幸せな人生を送るためには健康が大切であり、体とこころの両方が健康であることと言われております。精神疾患やこころの健康問題は、国民一人ひとりにとって切実な問題となっており、精神保健医療を総合的に改革するために、「『こころの健康を守り推進する基本法』（仮称）の制定を求める意見書」を国に提出してほしいというものでございます。慎重審査の結果、全会一致で「採択」といたしました。

次に、所管の調査事項について申し上げます。

まず、隠岐ジオパークの世界認定に係る現地審査についてであります。いよいよ7月11

日から14日の4日間、現地における審査が行われることになり、9月には認定の可否が決定する予定とのことであります。

世界認定は、あくまでも通過点であり、課題はこの貴重な財産をいかに活用するかであり活用方法等については、関係機関と協議を進めるよう指摘をしたところでございます。

次に、財団法人隠岐の島町教育文化振興財団の経営状況報告書についてでございます。

同財団は、伝統文化の保存活用、文化芸術及び体育の振興、文化・体育施設の管理運営及び文化財の保護を目的に設立されております。主に、基本財産の運用益を活用し活動を続けて来ておりますが、近年は、基本財産を取り崩しながらの運営状況であり、当委員会でも再三にわたって財団のあり方を検討するようにと指摘して来たところであります。

このたびの報告書において、無形文化財育成保護事業や隠岐学セミナーなどたくさんの事業を実施しておりますが、予算と実績の差があまりにも大きな事業も存在をしております。

例えば、民謡フェスティバルの事業におきまして、事業費を170万円を組んでおります。そのうち、財団の運営資金から8万円を見込んでおりましたが、実績では、補助金・入場料が大幅に減額となり、結果として財団の運営資金から101万円を充てております。

このようなことが繰り返されれば、基本財産は数年でなくなってしまいます。あまりにも事業計画がずさんとしか言いようがございません。今後は、しっかりと計画を立て事業実施するよう指摘したところでございます。

次に、福祉課関係についてでございます。

まず、障がいの「が」の字の表記についてでございますが、当委員会では、この表記については隠岐の島町では全てひらがな表記にするよう要望してまいりました。

町執行部では、本年2月に改めて方針を決定しているとのことでありますが、全てひらがな表記とはなっておりません。

その理由は、他の市町村の例によるとのことでありますが、一部ひらがな表記にした経過は、該当される方々の意思を尊重してきたからであります。であるならば、全面的に尊重し、他の市町村の例によることなく、隠岐の島町で使用する障がいの表記は、全てひらがな表記にするよう強く要望したところでございます。

次に、虐待や育児放棄などの児童相談の状況についてであります。

先ほど、こころの健康を守り推進する基本法の制定に関する陳情書を採択したように、今の日本は、「国民のこころの健康の危機」といえる状況にあると思います。

近年、児童の虐待や育児放棄などによる悲しいニュースが連日のように報道されておしま

すが、幸い本町においては最悪な事態等は発生しておりませんが、しかしながら児童相談の件数は増加傾向にあるとのことであります。ちなみに平成 20 年度は 47 ケース、平成 22 年度は 55 ケースとなっております。

担当課では、これら相談に対応するため、専門的知識を持った職員の配置が必要なことから、現在、検討中とのことでございますが、現在の社会情勢を考えると悠長に検討している場合ではありません。早急に、専門的知識を持った職員を配置するよう要望しておきたいと思っております。

次に、介護保険制度における保健事業の強化についてであります。

介護保険制度の原点は「在宅介護サービス」であります。隠岐地区においては、高齢化の進展や若者の島離れ等によって施設入所への依存度が高くなっているのが現状であり、更には非常に厳しい運営状況となっております。

介護保険導入時には、「保険あってサービスなし」ではいけないということから、それぞれ町村ではサービス体制を整備してきましたが、結果として、県内においては、施設サービスでは邑智郡町村総合事務組合に次いで 2 番目、在宅サービスでは県内トップのサービスを利用する結果となっております。

このようなことから、本年 4 月から、第 1 号被保険者(65 歳以上の高齢者)の介護保険料は前期より 33 パーセントアップし、基準額 4,900 円(月額)から 6,550 円となり、高齢者には大きな負担増となったところであります。

このような現状を見るときに、できるだけ介護保険のお世話にならないように、また、医療のお世話にならないように、生まれたこの島で、我が家で健康な生活を送れるようなシステムが確立されることが、町民の皆さんの一番の幸せだと思います。

そのためには、介護予防・保健事業を積極的に展開する体制づくりが必要であります。

当委員会では、3 月定例会でも申し上げました。医療費の削減や介護予防体制を強化するためには、保健・医療・福祉職場の連携・強化は不可欠であり、真に健康な“まちづくり”を目指すためにも、早急に体制を確立するよう強く要望するものであります。

最後に、国民健康保険税の改定についてであります。町民の皆様の理解を求め、先般、町内 46 か所において説明会を開催し、延べ 260 名の住民の方々の参加があったと聞いておりますが、関係課・担当者の方々は大変ご苦労様でございました。

今後は、国保運営協議会を開催するなどして、9 月頃までには一定の方向性を出すことになっておりますが、先ほども申し上げましたように介護保険料も大幅な値上げがあったばか

りであります。更には、国においても、社会保障と税の一体改革により消費税率の引き上げが決定し、町民の負担は増すばかりでありますので、保健事業の強化や医療費の削減計画を樹立するなど、慎重に対応するよう要望しておきたいと思っております。

なお、調査事項であります「保健・医療・福祉に関する調査」「教育文化に関する調査」は、議会閉会中も、引き続き、調査研究してまいります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2、特別委員会の中間報告

「特別委員会の中間報告」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、議会広報調査特別委員会と竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

従って、議会広報調査特別委員会、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

始めに、議会広報調査特別委員長の発言を許します。

議会広報調査特別委員長：1番 安部大助 議員

1番（安部大助）

議会広報調査特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、今定例会の6月22日に委員会を開催し、読みやすさを考えた「議会だより7月号」（第31号）の編集方針について協議をいたしました。今後の予定は、原稿の締切日を7月11日中（水）とし、編集会議は、7月12日、13日、19日に行い8月2日には嘱託員配付を予定しております。

また、原稿の文字数ですが一般質問は見出し文を含め700字以内、総括質疑は550字以内、常任委員会は写真1枚程度を含め1ページ以内、特別委員会、広域連合議会は700字以内で編集したいと思っておりますので、原稿の締切日と文字数をしっかり守ってください。

調査事項である「議会広報調査に関する事項」は、議会閉会中も引き続き、調査研究してまいります。

以上で議会広報調査特別委員会の中間報告を終わります。

議長（池田信博）

次に、竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：2番 前田芳樹 議員

2番（前田芳樹）

竹島対策特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の4月11日には「竹島問題の早期解決を求める全国アピール東京集会」に参加をし、閉会中の5月18日と会期中の6月22日の2日間委員会を開催し、所管事項について調査等をしたので、その主なものについて報告をいたします。

4月11日の全国アピール東京集会は、国会議事堂前の憲政記念館で開催されました。

もはや、松江市での竹島の日条例記念式典のような島根県内だけでの行動では限界感はぬぐえません。領土領海の主権回復は国家の責任においてなされるべきこと、隠岐の島町や島根県内だけではなく、広く全国的に竹島問題を認識してもらわなければ事態打開にはつながらないとして、当委員会からも島根県知事・県議会・国会議員・竹島問題研究会・関係各方面に東京での開催要望をしてきたところでありました。

集会には、約50人もの著名な国会議員の参加もあり、会場には熱気が溢れておりました。当委員会からは委員全員が出席をいたしました。会場ホールに500人、モニター室での参加者200人、総数700人もの集会となりました。建物周辺には、共鳴賛同して来たけれども入場券が手に入らず建物に入れなかった人達が多くいるほどでありました。

島根県知事から国会議員連盟に対して、竹島問題を扱う国の窓口を内閣府内に設置することなど6項目の要望書が衆目の中で手渡されて、議員連盟代表からは力強い返答声明がありました。11の政党代表人からは誓いの声明が披瀝されました。所管自治体として隠岐の島町長が強いアピール声明を発し、隠岐の漁業者代表も主張をしました。参加者の陣容からしても島根県内の大会に比較して格別な広がりのある集会でありました。

5月18日と6月22日の委員会においては、まず、4月11日の東京集会参加の反省及び検討をしました。

委員からは、衆参議員会館を陳情訪問して多くの国会議員と面談をし、アピールできたことも有意義であったと。やはり東京で開催できて参加したことはアピール効果は大きい。今

後は、あまり人数制限をしないで、国の主催で継続的に東京集会をやるべきだとの意見がありました。

次に、昨年12月定例議会で議決した、執行部に対する要望事項3項目の取り扱い状況を確認しました。

都万・五箇・中村・布施の島内4箇所に設置するよう求めた『竹島・かえれ島と海』の広告塔は、総合振興計画年度別事業計画に載せての検討になるよしの弁明でありましたので、一気に4箇所設置が無理ならば、せめて一箇所ずつでも設置に取り組むよう指摘をいたしました。

町独自の啓発ポスターの製作は、取り止めて県が作成した既製のものを使いたい、啓発バッジの製作は検討中であるとの執行部からの弁明でありました。これに対して委員会としては、要望事項3項目は、議会の議決を経たものであるので前向きな姿勢でしっかりと取り組むよう指摘をしました。

次に、竹島問題の歴史的側面の解明の支柱となり、現在の運動展開の原動力となっている島根県竹島問題研究会の第2次が終了して報告書を印刷中とのことでありますが、引き続き第3次研究会を開始してもらう必要があります。

当委員会からも、島根県知事宛にこれを早急に開始してもらうよう意見書を提出してはどうかとの意見があり、協議の結果、全員賛成で今定例議会に提案することとしました。

竹島問題を、国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める意見書を島根県議会はこれまでにない全会一致で採択し提出をしましたが、地元として隠岐の島町議会も同様の意見書提出ぐらいはしておいてはどうかとの意見があり、全員一致で同様の意見書提出を今定例議会に提案することといたしました。

以上、中間報告といたします。

付託事項について、議会閉会中も引き続き調査研究をまいります。

議長（池田信博）

以上で「特別委員会の中間報告」を終わります。

日 程 第 3、討 論

「討論」を行います。

会期日程第1日の町長提出議案、承認第1号から議第64号までの19件と、会期日程第6日の町長追加提出議案、議第65号から、同意第1号までの6件、並びに本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

先ず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で「討論」を終わります。

日 程 第 4、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、承認第1号「平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について」から、承認第9号「工事請負契約の締結〔西村港沖防波堤補修工事〕の専決処分について」までの9件について一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、承認第1号から承認第9号までの9件は原案のとおり承認されました。

次に、議第55号「平成24年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第55号は原案のとおり可決されました。

次に議第56号「平成24年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)」について採決を行います。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 56 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 57 号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」から、議第 60 号「五箇村オフトーク通信施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例」までの 4 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 57 号から議第 60 号までの 4 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 61 号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 61 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 62 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島ものづくり学校〕」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 62 号は、原案のとおり可決されました。

次に議第 63 号「町道路線の認定及び変更について」から議第 69 号「工事請負契約の締結について〔卯敷浄水場紫外線照射設備工事〕」までの 7 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 63 号から議第 69 号までの 7 件は原案のとおり可決されました。

次に、同意第 1 号「隠岐の島町固定資産評価審査委員の選任同意について」を採決します。

本案を、同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、同意第1号は同意することに決定いたしました。

次に、要望第2号「栄町1区(唐井地区)内における土砂災害の危険性の高い法面の整備と、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定について」と、陳情第4号「地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の採択について」までの2件を採決します。

本案を、総務産業建設常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、要望第2号、陳情第4号は委員長報告のとおり決定されました。

最後に、陳情第3号「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)の制定を求める意見書採択に関する陳情について」の1件を採決します。

本案を、教育民生常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、陳情第3号は委員長報告のとおり決定されました。

以上で「採決」を終わります。

日 程 第 5、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長・各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・各特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び

調査に付することに決定いたしました。

以上で「委員会の閉会中の継続審査・付託調査」を終ります。

日 程 第 6、議員提出議案の上程と審議

「議員提出議案の上程と審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、4件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしておりますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

始めに、発議第1号「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

9 番：高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

発議第1号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成24年6月29日提出

提出者	隠岐の島町議会議員	高宮陽一
賛成者	隠岐の島町議会議員	安部大助
賛成者	隠岐の島町議会議員	平田文夫
賛成者	隠岐の島町議会議員	齋藤幸廣
賛成者	隠岐の島町議会議員	是津輝和
賛成者	隠岐の島町議会議員	米澤壽重
賛成者	隠岐の島町議会議員	安部和子

隠岐の島町議会議長 池田信博 様

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書」について提案理由のご説明を申し上げます。

今の日本は、「国民のこころの健康の危機」と言える状況にあります。国民全てを対象としたこころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を強く求めています。

よって、政府及び国会においてこの法案を早急に制定するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

島根県隠岐の島町議会

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、社会保障・税の一体改革担当大臣、以上です。

議長（池田信博）

以上で提案理由の説明を終わります。

発議第1号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第1号について、原案とおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号「地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

7番：齋藤昭一 議員

7番（齋藤昭一）

発議第2号 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成24年6月29日提出

提出者	隠岐の島町議会議員	齋藤昭一
賛成者	隠岐の島町議会議員	遠藤義光
賛成者	隠岐の島町議会議員	前田芳樹
賛成者	隠岐の島町議会議員	小野昌士
賛成者	隠岐の島町議会議員	石田茂春
賛成者	隠岐の島町議会議員	福田晃
賛成者	隠岐の島町議会議員	松森豊

隠岐の島町議会議長 池田信博様

「地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」について提案理由の説明を申し上げます。

公共事業の予算配分を、防災・生活関連・維持管理に重点配分するとともに、地方の災害時に市町村民の生命と財産、生活基盤を守り、国の責務として社会資本の整備・維持を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国土交通省行政の執行体制の強化を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

島根県隠岐の島町議会

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、以上です。

議長（池田信博）

以上で提案理由の説明を終わります。

発議第2号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号「竹島の領土権確立のため国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

2番：前田芳樹 議員

2番（前田芳樹）

発議第3号 竹島の領土権確立のため国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成24年6月29日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 前 田 芳 樹
賛成者 隠岐の島町議会議員 福 田 晃
賛成者 隠岐の島町議会議員 小 野 昌 士
賛成者 隠岐の島町議会議員 齋 藤 昭 一
賛成者 隠岐の島町議会議員 石 田 茂 春
賛成者 隠岐の島町議会議員 米 澤 壽 重
賛成者 隠岐の島町議会議員 遠 藤 義 光
賛成者 隠岐の島町議会議員 松 森 豊

隠岐の島町議会議長 池 田 信 博 様

「竹島の領土権確立のため国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める意見書」について提案理由の説明を申し上げます。

竹島は、歴史的にも国際的にも、島根県に属する我が国固有の領土である。しかしながら韓国は、これまで50年以上にわたり同島を不法に占拠し続けている。

特に、最近では、ヘリポート改修工事や、漁民宿泊所拡張工事などを実施され、また、総合海洋科学基地建設工事の入札が行われるなど、竹島の実力支配を一層強めているところである。韓国の行政安全相が竹島の上陸したのを始め、韓国政府閣僚が相次いで竹島に上陸するなど極めて憂慮すべき事態であり看過することはできない。

このような状況を解決するためには、国民世論の喚起が不可欠であることは言うまでもなく、竹島が我が国固有の領土であることを国際社会にアピールし、国際世論を喚起することが必要である。

国におかれては、韓国による竹島の不法占拠について国際司法裁判所に提訴するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

島根県隠岐の島町議会

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、以上です。

議長（ 池 田 信 博 ）

以上で提案理由の説明を終わります。

発議第3号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、発議第3号は原案のとおり可決されました。

最後に、発議第4号「第3期竹島問題研究会の早期設置と常設を島根県に求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

2番：前田芳樹一 議員

2番(前 田 芳 樹)

発議第4号 第3期竹島問題研究会の早期設置と常設を島根県に求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成24年6月29日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 前 田 芳 樹

賛成者 隠岐の島町議会議員 福 田 晃

賛成者 隠岐の島町議会議員 小 野 昌 士

賛成者 隠岐の島町議会議員 齋 藤 昭 一

賛成者 隠岐の島町議会議員 石 田 茂 春

賛成者 隠岐の島町議会議員 米 澤 壽 重

賛成者 隠岐の島町議会議員 遠 藤 義 光

賛成者 隠岐の島町議会議員 松 森 豊

隠岐の島町議会議長 池 田 信 博 様

「第3期竹島問題研究会の早期設置と常設を島根県に求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

竹島は、歴史的にも国際法的にも、島根県に属する我が国固有の領土である。この竹島問題研究会は、膨大な資料を客観的な視点からひも解き、見事に解明し証明をしてくれた。

島根県が、下條正男座長による竹島問題研究会を設置してくれたからこそ現在までのような竹島問題に対する世論喚起のための運動を展開することができた。韓国による不法占拠であることの論拠を曇りなく明解に示し、常に問題解決のための運動展開の支柱となってきた。

第2期が終了して現在は休止状態だが、竹島を所管する地元自治体としては、運動展開の羅

針盤を失うことに等しい。世界の情勢はたえず変動している。竹島資料室と竹島問題研究会が共通的確な判断を示してくれることが肝要である。

島根県におかれては、第3期竹島問題研究会の早急なる設置と竹島問題が解決するまでの間、常設を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

島根県隠岐の島町議会

意見書提出先は、島根県知事、島根県議会議長、以上です。

議長（池田信博）

以上で提案理由の説明を終わります。

発議第4号の「質疑」を行います、通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います、通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第4号について、原案とおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程と審議」を終わります。

以上で、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日はこれを以って、散会し、平成24年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

（閉会宣告 14時23分）

以下余白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 24 年 7 月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員